

防府市上下水道局水質汚染事故対策要綱

平成15年3月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局が供給する水道水（以下、「水道水」という。）を原因として、市民の生命、健康の安全を脅かす事態が生じた場合、迅速、適確に対応し、健康被害の発生予防及び被害の拡大防止等を図ることを目的とする。

(水質汚染事故)

第2条 この要綱において、水質汚染事故とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 水道水源及び水道原水の水質異常によって健康被害を生じる場合、又はそのおそれのある場合
- (2) 水道施設における水質汚染及び不適切な浄水処理に伴う水質異常において健康被害を生じる場合、又はそのおそれのある場合
- (3) 水道水を原因とする感染症・食中毒が発生する場合

(水質汚染の早期発見・検知)

第3条 水質汚染事故の未然防止や早期発見・検知のために次の各号に掲げるものについて実施する。

- (1) 定期水質検査の遵守
- (2) 定期的な水源上流域等のパトロールや、施設・設備の保守点検等の目視・確認の励行
- (3) 上下水道局の加盟組織である「佐波川水系水質保全連絡協議会」からの情報入手
- (4) 市民・河川管理者、関係他機関等からの情報収集
- (5) 原水、浄水、配水の自動水質監視機器の設置、魚類の飼育（バイオアッセイ）等の事故検知システムの整備
- (6) 水源上流域の汚染源の把握

(状況判断)

第4条 水質汚染事故が発生した場合には、中央管理室職員による出動体制を整え、速やかに現地に急行して、臨時の水質検査を実施す

るとともに、汚染物質の特定、汚染状況、汚染規模、汚染源等を別紙「水質汚染事故の想定」に基づいて調査し、事故の状況を判断する。

- 2 臨時水質検査の実施については、別紙「水質検査緊急連絡体制」により行う。
- 3 勤務時間外の職員の招集については、災害発生時連絡体制により行う。

(初動体制)

第5条 前条により水質汚染事故が明らかになったときは、速やかに対応するための初動体制を確立し、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 汚染物質の影響緩和処置
- (2) 浄水処理強化
- (3) 取水停止・給水停止等の緊急措置に関する実施の適否と実施方法の判断

- 2 初動体制の指揮者は、中央管理室長とし、中央管理室長が指揮できないときは、水道課長とする。

(緊急措置)

第6条 発生した水質汚染事故において、その必要があると認めた時は、別紙「取水・給水停止マニュアル」により、取水停止又は水道法第23条に基づいた給水停止の緊急措置を水道技術管理者等の責任者の判断によって講じなければならない。

(対策本部の設置)

第7条 水質汚染事故により、長時間の取水停止や減断水及び給水の緊急停止等影響規模が大きい場合やそのおそれのある場合は、防府市上下水道局防災対策要綱（以下「防災対策要綱」という。）第6条に規定する対策本部を設置する。

- 2 対策本部では、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 関係機関等の連絡調整に関すること
 - (2) 被害の拡大防止

- (3) 被害状況の把握
- (4) 原因の究明に関する調査及び検査
- (5) 飲料水の確保
- (6) 広報に関すること
- (7) 原因が犯罪に係る疑いがある場合、警察との連絡調整に関すること
- (8) その他対策に必要な事項
(応援要請)

第8条 防府市上下水道局防災対策要綱第8条の規定を適用する。

(情報の収集・伝達)

第9条 第2条に掲げる事態が発生した場合、直ちにその状況把握に努めるとともに、速やかに厚生労働省健康局水道課及び山口県【山口健康福祉センター】へ通報・連絡する。なお、厚生労働省健康局水道課及び山口県【山口健康福祉センター】への通報については、別に定める様式(防災対策マニュアル資料編⑮様式④)によりメールで送信し、併せて電話連絡をするものとする。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に定める機関のうち必要とされる機関へ速やかに連絡する。

- (1) 防府市(関係部署)
- (2) 佐波川水系水質保全連絡協議会
- (3) 水道行政担当部局
- (4) 防府市消防本部
- (5) 防府警察署

(広報)

第10条 水質汚染事故が発生し、市民の健康等を害するとき及びそのおそれがある場合、健康被害等を受ける市民に対して、直ちに飲用禁止、煮沸勧告等、また事故の状況、対応措置に関する広報を実施する。

2 広報の手段として、広報車、テレビ、ラジオ、新聞、新聞折り込みチラシ、自治会回覧版、インターネットのホームページ等の中か

ら事故の状況によって選択するものとする。

3 報道機関への発表は総務課長が行う。

(防災会議)

第11条 上下水道事業管理者は、水質汚染事故を防ぐため、防災対策要綱第12条に基づき防災会議を開催することができる。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。